

Title	国立大学法人の評価制度に関する実証分析
Author(s)	中島, 剛
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/91973
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (中 島 剛)	
論文題名	国立大学法人の評価制度に関する実証分析
論文内容の要旨	
<p>本論文の目的は、国立大学法人における評価結果に基づく予算の傾斜配分制度が、国の政策目的の達成のために有効に機能しているか検証を行い、その結果を踏まえ、政策的含意を示すことである。本研究は、国の政策に関する是非善悪を問うものではなく、現状、国立大学法人に課されている制度を所与のものとして、政策効果の検証を試みるものである。特に、本論文では、「国立大学法人評価」や「客観・共通指標評価」に焦点を当てる。これは、第4期中期目標期間（2022～2027年度）においても継続的に実施される評価制度で、かつ、国立大学法人への資源配分や財政面に影響を与えるものを分析対象とするためである。また、本論文は、高等教育機関に対する政府資金の投入の有効性を検証するものであり、政策的観点からも非常に重要である。加えて、実務的観点においても、政策当局である文部科学省による各評価制度に関する効果検証が十分に行われてきたとは言い難い状況であるとともに、学術的観点においても、各評価の制度面に関する先行研究は存在するものの、資源配分や財政面に着目したものは見当たらないところである。</p> <p>このような問題意識の下、本論文は、データの利用可能性など、制度上の様々な制約のため、限られた状況における分析となり、必ずしも十分な検証とは言えないものの、この分野の実証研究の第一歩として、評価制度の効果検証を試みるものである。</p> <p>各章の概要は以下のとおりである。</p> <p>序章では、本論文の導入部として、研究の目的を述べるとともに、本研究の全体像について俯瞰している。加えて、本論文での分析テーマについて概説を行っている。</p> <p>第1章では、国立大学法人を取り巻く評価制度について概観するとともに、2004年の法人化以降に導入された、中期目標・中期計画の枠組みについて触れている。また、本論文での分析対象の1つである「国立大学法人評価」の仕組みについて概要を説明した後、各中期目標期間の評価結果を示し、具体的な評価項目などについて述べている。さらに、本論文でのもう1つの分析対象である「客観・共通指標評価」の仕組みについても説明し、指標の変遷や配分額の推移などについても言及するとともに、各年度における評価結果を示している。</p> <p>第2章では、国立大学法人評価の結果に基づく運営費交付金の傾斜配分（法人運営活性化支援分）が、国の政策目的の実現のために有効に機能しているのか、差の検定の枠組みを用いて、その効果検証を行う。これは、第1期中期目標期間と第2期中期目標期間の評価結果について、ウィルコクソンの符号順位和検定（Wilcoxon signed-rank sum test）により、両群の分布における統計的な有意差の有無について分析を実施するものである。データとしては、第1期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果（6年目終了時評価、評価対象期間：2004～2009年度）（文部科学省）及び第2期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果（6年目終了時評価、評価対象期間：2010～2015年度）（文部科学省）から、全86法人分のデータを用いる。検定の結果、傾斜配分を受けた法人は、第2期の評価結果が統計的に有意に低下しているという結果が得られた一方で、傾斜配分を受けなかった法人は、第1期と第2期の評価結果には統計的な有意差は確認されなかった。分析結果からは、国が想定するような、傾斜配分制度は国立大学法人全体の評価結果を平均的に向上させる、というエビデンスは得られなかった。つまり、法人運営活性化支援分が、国の想定とは逆の効果をもたらした可能性を示唆している。しかしながら、本分析に関しては、さらなる検証の実施が必要である。評価（点数）ではなく、成果（教育研究や法人運営の活性化）が本当に低下したのかどうかは、本分析からは、必ずしも明らかではないからである。第2章での分析は、あくまでも現状において入手可能な範囲でのデータから実施したものであることには、十分に留意する必要がある。</p> <p>第3章では、客観・共通指標評価の結果に基づく運営費交付金の傾斜配分（成果を中心とする実績状況に基づく配分）が、国の政策目的の実現のために有効に機能しているのか、特に「常勤教員当たり受託・共同研究等受入額」と</p>	

いう指標に注目し、差分の差分法（DID：Difference-In-Differences）の枠組みに基づき、分析を実施する。データとしては、「大学等における産学連携等実施状況について」（文部科学省）から、全国の国公立大学（全年度回答のある計302校）に関する産学官連携データ（2014年度から2020年度までの7期間パネルデータ）を使用する。固定効果モデルを用いて、対照群の違いにより、3パターン（公立大学のみ、私立大学のみ、公立大学+私立大学）の推計を実施した。分析の結果、対照群を私立大学のみに限ったケースでは、制度導入後の国立大学（介入群）の受託・共同研究費受入額について、統計的に有意な推定値（正值）が得られたものの、他のケースでは、統計的に有意な効果は認められなかった。対照群の選び方により、推定結果が不安定であることが示唆された。今後、国立大学法人に関する共変量データが得られるならば、マッチング手法などを用いて、さらなる検証を行うことが期待される。第3章の分析は、現状で入手可能な範囲でのデータを用いたものであり、国が設定する共通指標のうち、「常勤教員当たり受託・共同研究等受入額」という特定の1指標についての分析結果である。「成果を中心とする実績状況に基づく配分」という施策全体を検証するものではないことには、十分に留意する必要がある。

第4章では、第3章と同様、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」に焦点を当てる。当該制度における共通指標には、各種資金受入額など財政関連指標が多い。国は、国立大学法人に対して、官由来の財源に加え、寄附金など民間由来の財源の積極的な受入も期待している。つまり、この背景には、国立大学法人における収入規模の拡大に向けた「財源多様化の推進」や、その結果としての「強固で安定した財務基盤の構築」があり、国は法人に対して、多様な経済主体からの資金受入政策を推し進めているところである。国は法人へ対し、評価制度を通じたモニタリングを実施し、大学の質を保証し、資金を拠出する。法人は寄附者に対して、政府資金の投入実績（大学の質）をシグナルとして利用する。寄附者はそのシグナル（国からの質保証）を受けて、法人に寄附を行う。このことから、政府資金（官由来の財源）が寄附金（民間由来の財源）をクラウドファンディング・インすることが想定される。この意味で、クラウドファンディング・イン効果は、官民双方の財源増加政策（成果を中心とする実績状況に基づく配分）のための前提条件と言える。そこで、第4章では、国立大学法人に対する政府資金の投入が、寄附金の受入をクラウドファンディング・インするののかについて、パネルデータ分析（固定効果モデル）の枠組みに基づき、検証を実施する。データとしては、「平成30年度 大学等における産学連携等実施状況について」（文部科学省）及び「令和元年度 大学等における産学連携等実施状況について」（文部科学省）から、国立大学法人（全86法人分）に関する産学官連携データ（2018年度及び2019年度の2期間パネルデータ）を収集している。実証分析の結果、統計的に有意な推定値（正值）が得られた。つまり、国立大学法人に対する政府資金の投入は寄附金の受入をクラウドファンディング・インする、という仮説が支持された。

終章では、本論文のまとめとして、第2章から第4章までの実証分析の結果から、政策的含意を示すとともに、今後の課題などについて述べている。まず、政策的含意としては、次の3点が挙げられる。1点目が、法人運営活性化支援分に関する配分方式の変更である。現状は、運営費交付金既定額への上乗せ方式であるが、各法人からの拠出予算による再配分方式へ転換することで、各法人は自ら拠出した予算を取り戻すため、教育研究活動や法人運営をより活性化させる可能性がある。2点目が、成果を中心とする実績状況に基づく配分に関する指標設定の見直しである。すべての法人に対する共通の指標導入が、多様なバックグラウンドを持つ国立大学法人の総体にとっては、必ずしもインセンティブとして有効に機能していない可能性がある。国による指標設定に当たっては、一律共通の指標に加え、各法人の特徴・特性を考慮した指標設定も検討すべきであろう。3点目が、各法人のファンディングにおける政府資金の獲得実績の戦略的活用である。今後、国立大学法人は、教育・研究・社会貢献を行うための強固で安定した財務基盤の構築が必要となる。その構築に向けて、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な受入を進め、さらなる財源の多様化を進めていくことが貢献するとすれば、大学の質を示すシグナルとして、政府資金の獲得実績の戦略的な活用は有効である。次に、今後の課題を述べる。各章における議論からも明らかのように、本研究では、評価制度そのものに関するデータもさることながら、大学の特徴をコントロールするような変数に関するデータについても、その利用可能性の限界に直面した。そのため、現状で分析可能な範囲での検証を実施したところである。しかしながら、第2章及び第3章における分析では、傾斜配分制度の政策効果に関する十分なエビデンスを得ることが困難であった。このことから、今後の課題としては、当然の帰結になるが、各種データの利用可能性を拡大させ、それに伴う追加検証の必要性が挙げられる。また、第4章では、実証分析の結果、国立大学法人に対する政府資金の投入は寄附金の受入をクラウドファンディング・インする、というエビデンスが得られた。したがって、国の想定どおり、財源多様化の促進（官民双方の財源増加政策）のための前提条件であるクラウドファンディング・イン効果の存在が確認された。しかしながら、収入規模の拡大に向けた財源の多様化が進み、仮に国立大学法人における強固で安定した財務基盤の構築が実現したとしても、それは法人運営（法人経営）にとっては好ましいこととは言えるものの、大学の本業は教育研究活動である。つまり、財源の多様化が教育研究活動の活性化に寄与しているのかは、別問題である。このことから、今後の課題としては、財源多様化の促進が教育研究活動の活性化に繋がるのか、その効果検証の必要性が挙げられる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (中 島 剛)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教授	赤井伸郎
	副 査	准教授	鎌田拓馬
	副 査	教授	小原美紀

論文審査の結果の要旨

本論文は、国立大学法人に対する予算の傾斜配分制度（「国立大学法人評価」および「客観・共通指標評価」）が、国の政策目的の達成のために有効に機能しているのかを検証し、政策目的達成への効果を高めるための政策提案を行うものである。本論文は、本論文の趣旨を述べた序論、国立大学法人の評価制度の概要をまとめた第1章と、3つの実証研究の章（第2章から第4章）、および終章から構成されている。

第2章では、運営費交付金の傾斜配分（法人運営活性化支援分）に関して、全86法人分の第1期（2004～2009年度）および第2期（2010～2015年度）の中期目標期間の業務実績に関する評価結果のデータをもちいて、差の検定の手法により、第1期の傾斜配分が第2期の評価結果に及ぼす影響に関する実証分析を行っている。分析結果より、第1期に傾斜配分を受けた法人は第2期の評価結果が統計的に有意に低下し、傾斜配分を受けなかった法人は、第1期と第2期の評価結果には統計的な有意差は確認されなかった。この結果は、国が想定した傾斜配分による評価向上の目的は実現できていない事実を明らかにしている。

第3章では、客観・共通指標評価の結果に基づく運営費交付金の傾斜配分（成果を中心とする実績状況に基づく配分）に関して、全国の国公私立大学（全年度回答のある計302校）の2014年度から2020年度までの7期間パネルデータを用いて、差分の差分法（DID：Difference-In-Differences）の手法により、傾斜配分が「常勤教員当たり受託・共同研究等受入額」に及ぼす影響に関する実証分析を行っている。分析結果より、統計的に有意に正の効果が見られた場合もあったものの、識別仮定である平行性仮定が満たされておらず、因果効果は十分に示されなかった。この結果は、傾斜配分の効果があったとは言えないことを明らかにしている。

第4章では、客観・共通指標評価の結果に基づく運営費交付金の傾斜配分（成果を中心とする実績状況に基づく配分）に関して、全86法人分の2018年度及び2019年度の2期間パネルデータを用いて、その配分が寄附金の受入をクラウドファンディング・インするののかに関する実証分析を行っている。分析結果より、統計的に有意に正の効果が得られた。この結果は、国立大学法人に対する政府資金の投入は寄附金の受入をクラウドファンディング・インするという意味で意義があることを明らかにしている。

終章では、本論文のまとめとして、第2章から第4章までの実証分析の結果から、政策的含意を述べている。具体的には、法人運営活性化支援分に関する配分方式の変更、成果を中心とする実績状況に基づく配分に関する指標設定の見直し、各大学法人におけるファンドレイジングにおける政府資金の獲得実績の戦略的活用を提案している。

以上のとおり、本論文は、国立大学法人における評価結果に基づく予算の傾斜配分制度についての検証を行い、その効果および改善の方向性について検討した興味深い研究論文であり、この分野の先行研究を十分消化したうえで、過去に使われていない大学法人の経営等に関するデータを用いた計量分析を行い、この分野の研究に新たな知見を加え、重要な学術的貢献をしているものと評価される。よって、審査委員会は一致して、この学位請求論文が、博士（国際公共政策）の学位を授与するに十分値するものであると判断する。